

衛星コンステレーションの整備・運営等事業

業績等の監視及び改善要求措置要領

防衛省

# 第1 総則

## 1. 基本的考え方

### (1) 業績等の監視の基本的考え方

事業期間を通じて安定性を維持し、適正かつ確実に事業が遂行されるよう、事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の業績及び実施状況（以下「業績等」という。）並びに要求水準の達成状況について、事業者自らが確認及び管理する。要求水準を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、事業者自らが各選定企業（事業者から業務を直接に受託した企業を指す。以下同じ。）に対して改善要求を行い、要求水準を満たすようにする。

防衛省は、事業者による確認結果等を監視（モニタリング）することにより、要求水準の達成状況を確認する。

なお、本資料において用いられる用語の意義は、別段の定めがない限り、本事業の実施に関して防衛省及び事業者の間で締結される事業契約書（以下「事業契約」という。）に定めるところと同じとする。

### (2) 改善要求措置等の基本的考え方

防衛省は、業績等を監視した結果、事業者の責めに帰すべき事由により、業績等が要求水準を達成していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告を行い、改善・復旧計画書の提出及び実施等の改善要求措置を講じる。また、支払の減額、契約解除等の措置を講じる。

## 2. 業績等の監視の方法

- (1) 事業者は、適正かつ確実に事業を遂行するため、また、そのために適切に自らの業績等を管理するため、事業契約、業務要求水準書（資料－2）並びに提案書類に基づき、業務の実施方法、工程、自らの業績等の確認の方法及び時期等を示した計画を作成し、防衛省に提出して承認を得る。
- (2) 事業者は、前号の計画に基づき、業務を実施するとともに、自らの業績等が要求水準を達成していることを確認する。
- (3) 事業者は、事業契約及び業務要求水準書（資料－2）に定める書類を所定の時期までに防衛省に提出し、前号の確認による状況を報告する。
- (4) 防衛省は、前号の報告に基づき、事業者の業績等の要求水準の達成状況を確認する。
- (5) 防衛省による業績等の監視については、書類による確認を基本とし、必要に応じて実地における確認を行う。

## 3. 改善要求措置等の方法

### (1) 改善勧告及び改善・復旧の措置

#### ア 改善勧告

防衛省は、業績等を監視した結果、業績等が要求水準を達成していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、直ちに改善及び復旧を図るよう改善勧告を行う。

#### イ 改善・復旧計画書の作成及び確認

事業者は、改善勧告に基づき、次の（ア）から（ウ）までに掲げる事項について示した改善・復旧計画書を作成し、防衛省に提出する。

防衛省は、事業者が提出した改善・復旧計画書の内容が、「業務不履行」の状況を改善及び復旧できる合理的なものであることを確認する。

また、防衛省は、その内容が不十分と判断した場合、改善・復旧計画書の変更及び再提出を求めることができる。

ただし、「業務不履行」の改善に緊急を要し、応急処置等を行うことが合理的と判断される場合、上記によらず、事業者は自らの責任において適切に応急処置等を行うものとし、これを防衛省に報告する。

(ア) 「業務不履行」の内容及び原因

(イ) 「業務不履行」の状況の改善及び復旧の具体的な方法、期限及び責任者

(ウ) 事業の実施体制、実施計画等についての必要な改善策

#### ウ 改善・復旧の措置及び確認

事業者は、改善・復旧計画書に基づき、各選定企業に対して適切に指導等を行いつつ、直ちに改善及び復旧を図り、防衛省に報告する。防衛省は、事業者からの報告を踏まえ、改善及び復旧が図られたことを確認する。

#### エ 再改善勧告

改善・復旧計画書が提出されない場合並びに改善・復旧計画書に定められた期限までに改善及び復旧が図られたことが確認できない場合等は、再度アの改善勧告を行う。

### (2) 支払の減額等措置

改善勧告を行った場合は、防衛省は、サービス対価の減額等又は罰則点の付与の措置を講じる。詳細な減額等方法及び罰則点の付与方法は、第3による。

### (3) 各選定企業等の変更

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、事業者との協議により、「業務不履行」となっている業務を実施する各選定企業又は当該業務を実施する再受任者若しくは下請負人の変更を求めることができる。

### (4) 契約解除

改善勧告を繰り返しても、「業務不履行」の状況を改善及び復旧することが明らかに困難であると認められた場合、防衛省は、事業者の債務不履行と判断して、事業契約の定めるところに従い、契約の全部又は「業務不履行」部分を解除できる。

なお、防衛省は、事業契約の一部解除により、本事業全体の業務履行の継続が明らかに不可能であると判断した場合、事業者の債務不履行等を理由に、事業契約の定めるところに従い、契約を解除することがある。

## 第2 各業務等に係る確認方法

### 1. 全般管理業務（事業者の経営状況を含む。）に係る確認方法

#### (1) 書類による確認

事業者は、業務要求水準書（資料-2）に規定する提出書類を、それぞれの提出時期までに防

衛省に提出して確認を受ける。

なお、防衛省は、本事業の実施に重大な影響を与えるおそれがある場合等、必要に応じて追加の財務状況等に係る書類の提出及び報告を求めることができる。

## (2) 聞き取り等による確認

防衛省は、書類による確認を行った結果、必要と認める場合は、専門家等による聞き取り調査を実施することができるものとする。

## 2. 画像データ取得業務、専用地上施設運用等業務に係る確認方法

### (1) 日常モニタリング

事業者は、自らの責任により各選定企業の業績等及び要求水準の達成状況について適切にモニタリングするとともに、当該結果をとりまとめ適切に管理する。

ただし、重大な事象が発生した場合、「業務不履行」が生じた若しくは生じるおそれがある場合又は画像データの取得業務若しくは専用地上施設運用等業務に支障が生じた若しくは生じるおそれがある場合には、防衛省に直ちに報告する。

### (2) 定期モニタリング

事業者は、前号に基づき、各選定企業の業績等及び要求水準の達成状況を自ら確認の上、業務要求水準書（資料-2）に定める提出時期までに、定期モニタリングに係る確認が必要な書類を防衛省に提出して確認を受ける。

### (3) 随時モニタリング

防衛省が必要と判断した場合、随時、各選定企業の業績等及び要求水準の達成状況について、事業者から必要な報告を求める。事業者は、確認した内容を速やかに防衛省に報告する。

### (4) 実地における確認

前各号のモニタリングの実施にあたり、防衛省が必要と認めるときは、防衛省は実地における確認を行う。事業者は、防衛省の実地における確認に必要な協力を行う。

## 第3 減額等及び罰則点の付与

### 1. 提案等の未達成による減額等

事業者が自らの提案等（業務要求水準書及び提案書類の記載事項を含む。）を達成できず、修補が困難であることが明らかとなった場合、防衛省は、事業契約に基づき、当該部分に係るサービス対価の減額等措置を行う。

### 2. 画像データ取得業務、専用地上施設運用等業務及び全般管理業務に係る減額等及び罰則点の付与方法

#### (1) 基本的な考え方

事業期間中の要求水準の未達成等を、①重大な事象、②重大な事象以外の事象に分類し、事業者の責めに帰すべき事由による場合は、その対象となった「業務不履行」等の内容に対応する支払区分の構成費目のうち、減額等の対象となる費目に係る区分（以下「減額等対象区分」という。）

を対象として、減額等及び罰則点の付与を行う。

## (2) 減額等算定及び罰則点付与のための区分

重大な事象の発生による減額等及び重大な事象以外の事象の発生による罰則点の付与は、表1の減額等対象区分毎に行う。

減額等及び罰則点付与は、「業務不履行」が生じた日の属する支払期（以下「当期」という。）における「業務不履行」が生じた減額等対象区分の支払予定額に対して行う。

表1 減額等対象区分及び対象となる事象

減額等対象区分	対象となる事象
画像データ取得費	画像データ取得業務に係る以下の要求水準未達成 ・衛星コンステレーションの構築 ・衛星コンステレーションからの画像データの取得 等
専用地上施設運用等業務費	専用地上施設運用等業務に係る以下の要求水準未達成 ・統合運用システム等の整備 ・統合運用システム等の運用等・維持管理 ・専用地上局の整備 ・専用地上局の運用等・維持管理 等
全般管理業務費	全般管理業務に係る以下の要求水準未達成 ・事業者の提出書類の不備、提出遅延等 ・事業者によるモニタリングの不備 ・契約事項等の軽微な違反 等

## (3) 重大な事象に対する減額等

### ア 重大な事象の判断基準

重大な事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案を踏まえて、防衛省と事業者で協議の上、防衛省が定める。

(ア) サービス対価の算定及び支払方法（資料-4）第2第5項に定める事象の発生

(イ) 保護すべき情報等の漏洩

(ウ) 重大な事故の発生

(エ) 明らかな不作為に起因する事故の発生

(オ) 法令違反

(カ) 提出書類、報告等における虚偽

### イ 改善勧告を行った場合の措置

重大な事象に係る「業務不履行」が生じ、改善勧告を行った場合、当該「業務不履行」の内容に応じて「業務不履行」減額等対象区分の当期の支払予定額の1%相当額を減額する。

### ウ 再改善勧告を行った場合の措置

再改善勧告を行った場合、イに加えて、イの減額割合相当額を減額する。

### エ 「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の減額に加えて、「業務不履行」が生じた日から改善及び復旧を確認した日まで

の間（以下「業務不履行期間」という。）に係る当該「業務不履行」が生じたサービス対価相当額並びに当該「業務不履行」部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価相当額を支払わないとともに、それらを上回る損害が生じた場合、事業者に損害賠償を請求する。

オ ア（ア）に対するサービス対価の返納等措置

イからエの規定にかかわらず、ア（ア）に係る「業務不履行」（（ア）以外の事象に起因し、結果的に（ア）の事象に至る場合を含む。）を確認した場合、サービス対価の算定及び支払方法（資料－４）に定める返納等措置を講じる。また、当該「業務不履行」部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価相当額を支払わないとともに、それらを上回る損害が生じた場合、事業者に損害賠償を請求する。

**（４）重大な事象以外の事象の評価**

ア 重大な事象以外の事象の判断基準

重大な事象以外の事象は、次に掲げる場合とする。このほか、重大な事象以外の事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する素案を踏まえ、防衛省と事業者で協議の上、防衛省が定める。

- （ア）重大な事象発生時の報告遅延
- （イ）要求水準記載事項の未達成（ただし、サービス対価の算定及び支払方法（資料－４）第２項第５項に定める事象を除く。）
- （ウ）事業者による速やかな一次対応ができていない場合
- （エ）業務実施方法の誤りによる被害が発生した場合、誤りが繰り返される場合
- （オ）提出書類、報告等の不備又は遅延
- （カ）その他軽微な契約違反

イ 改善勧告を行った場合の措置

「業務不履行」が生じ、改善勧告又は再改善勧告を行った場合は、当該「業務不履行」の内容に応じて、「業務不履行」減額等対象区分に対して表２に示す罰則点を付与する。

**表２ 改善勧告等を行った場合の罰則点**

	罰 則 区 分	「業務不履行」減額等対象区分
(1)	改善勧告を行った場合の罰則点 (下記(2)及び(3)に該当しない場合)	1点
(2)	改善勧告を行った場合の罰則点 (画像データ取得業務又は専用地上施設運用等業務に関連する改善勧告を行った場合)	2点
(3)	改善勧告を行った場合の罰則点 (当該「業務不履行」が、当期又は前2期の支払期限内に発生した「重大な事象以外の事象」と同一の減額等対象区分に属する場合)	3点
(4)	再改善勧告を行った場合の罰則点	3点

ウ 「業務不履行」部分の措置

防衛省は、上記の措置に加えて、「業務不履行」期間に係る当該「業務不履行」部分が生じたサービス対価相当額並びに当該「業務不履行」部分に関連して不完全履行又は履行不能となる業務部分のサービス対価相当額を支払わない。

(5) 重大な事象以外の事象に対する減額方法

罰則点の通算方法及び減額方法は、以下のとおりとする。

ア 罰則点の累積方法

付与された罰則点は、減額等対象区分ごとに累積計算する（イで定義する罰則留保点で相殺した後の累積した罰則点を、以下「累積罰則点」という。）。

累積罰則点は事業期間にわたって有効であるが、ウにより減額を行った減額等対象区分については、その時点で累積罰則点を0点とする。

イ 罰則留保点の付与

「業務不履行」なく各業務が遂行されている場合、その継続期間（四半期単位）に応じて、罰則留保点を付与する。

- ・「業務不履行」なく遂行された期数×1点

罰則留保点はアに係る罰則点を相殺することができるが、累積罰則点が0点の間中は、罰則留保点は付与されない。

ウ 罰則点による減額方法

罰則留保点を加味した上で、支払期末の各減額等対象区分の累積罰則点が何点に達したかに応じて、表3のとおり、累積罰則点1点当たりの減額の割合を設定する。減額の金額は、各減額等対象区分の当期の支払予定額に、累積罰則点と表3の減額の割合を乗じて算出する。

表3 各減額等対象区分の累積罰則点に応じた減額の割合

	各減額等対象区分の 累積罰則点	「業務不履行」減額等 対象区分
(1)	5点以下	0%
(2)	6点以上	罰則点1点あたり0.1%